

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための 府立学校等に係る臨時休業の延長について

令和2年3月11日  
京都府教育委員会

文部科学省からの要請を受け、府立学校を3月3日(火)から13日(金)まで臨時休業しておりますが、3月16日(月)以降については、下記のとおり対応しますのでお知らせします。

### 記

#### 1 臨時休業の延長（府立学校）

府内の感染状況等に鑑み、臨時休業期間を3月19日(木)まで延長する。

ただし、児童生徒の心身のケア、連絡事項の伝達、家庭学習実施状況の点検、学年末考査の実施等のため、3月16日(月)以降、春休み期間中も含めて、登校日を設けることを可能とする。

##### 【登校日の設定等に係る留意点】

- 必要最小限度の内容にとどめるとともに、学年別の時差登校や教室の分散化など、多人数が長時間同じ場所に集まることのないよう工夫
- 使用教室の清掃やアルコール消毒、こまめな換気、アルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの徹底など、必要に応じた感染防止措置
- 臨時休業期間中については、部活動や補習は禁止。ただし、進級や単位認定のためにやむを得ず行う個別指導等は除く。
- 体調によっては、無理に登校させることがないように十分に配慮

#### 2 対象校

##### (1) 府立学校

府立高等学校附属中学校、府立高等学校、府立特別支援学校の全校

##### (2) 市町（組合）立学校

府教育委員会から市町（組合）教育委員会に対し、府立学校の対応も参考に適切に対応するよう依頼する。

#### 3 その他

(1) 特別支援学校における児童生徒の居場所確保のための受入れは、臨時休業期間中は引き続き実施

(2) 今後の感染状況等により、上記の内容は変更することがある。

担当	総務企画課（対策全般に関すること）	075-414-5751
	学校教育課（小中学校に関すること）	075-414-5831
	特別支援教育課（特別支援学校に関すること）	075-414-5834
	高校教育課（高等学校に関すること）	075-414-5846
	保健体育課（健康管理に関すること）	075-414-5861